

DAITO ROTARY

OSAKA JAPAN

CLUB WEEKLY BULLETIN

第2660地区
大東ロータリークラブ

- 事務所
〒574-0046 大東市赤井1丁目2-10
ポップタウン住道本館4階
TEL: 072-875-1200
FAX: 072-875-0590
E-mail: office@daito-rc.org
http://www.daito-rc.org/
- 例会
毎週火曜日 12時30分～1時30分
〒574-0076 大東市曙町4-6
大東市民会館 4階「大会議室」
TEL: 072-871-0001

◆4つのテスト◆

言行はこれに照らしてから

- ① 真実かどうか？
- ② みんなに公平か？
- ③ 好意と友情を深めるか？
- ④ みんなのためになるかどうか？



ROTARY
SERVING
HUMANITY

創立 1967年12月26日

- 会長 大東 弘
- 幹事 田川 和見
- 会報委員長 小林 誉典

大東ロータリー会長テーマ

「温故知新」

2016年～2017年度
国際ロータリーのテーマ

人類に奉仕するロータリー

第2660地区ガバナー方針
「The Ideal of service」

国際ロータリー会長

ジョン・ジャーム

松本 進也

平成29年3月7日

No.2369

H29.2.28 (No.2368の例会記録)

今週の卓話 (3月7日)

「今年の阪神タイガースについて」
ゲストスピーカー

元阪神タイガース監督 藤田 平 氏
担当 西條 義昭 会員

次週の予定 (3月21日)

「未定」

柿木 篤 会員

先週の例会報告

◆ 出席報告 (2月28日分)

会員数 39名 出席数 31名 欠席者 5名

特定免除 3名 その他免除 0名

出席率 88.57%

前々回2月7日分

ホームクラブの出席者 30名 85.71%

メイクアップの結果 34名

特定免除 4名 その他免除 0名

欠席者 1名 修正出席率 97.14%

お知らせ

- ・3/8 第3回ゴルフコンペ
- ・3/11 地区 PETS (研修セミナー)
- ・3/12-14 台北雙溪 RC 26周年記念式典参加
- ・3/14 例会休会
- ・3/14 インターアクト合同会議 17:00～
- ・3/25 ロータリーデー (旧IM) 13:00～
- ・3/28 50周年第3回実行委員会 例会後～
- ・4/4 春の家族会
- ・4/5 第4回ゴルフコンペ
- ・4/15 地区 地区研修・協議会 13:00～
- ・4/18 3RC 合同例会 ホスト:大東 RC
- ・4/21-23 塩釜
21日 第5回ゴルフコンペ
22日 塩釜東 RC との友好クラブ調印式
- ・4/25 第4回 会長・幹事会

ニコニコ箱

後面に記載



皆さん今日は。

早いもので、もう今日で2月が終わります。

先週の金曜日に「プレミアムフライデー」という取組がおこなわれました。「プレミアムフライデー」とは、毎月最終の金曜日に、定時より早め（午後3時をめぐり）仕事を終え、買い物や飲食、旅行などを楽しむようにと、経済産業省と経団連が



提唱する、個人消費の喚起キャンペーンであります。また、長時間労働の是正など政府が進める「働き方改革」にもつながるとの期待もあるようです。ニュースでは、安倍総理が座禅を組み、サラリマンが早い時間帯からお酒をのむなどの映像が流れておりました。

アメリカのブラックフライデーを参考にされたとも言われておりますが、それとはちょっと意味合いが違うようです。アメリカのブラックフライデーとは、年に1度11月の第4木曜日の「感謝祭」の翌日の金曜日のことで、休日ではないが前日とあわせて連休とされることが多く、また、クリスマスセールの日であることから小売店の売上げが年間でもっとも多い日であり、「ブラック」と言われるのは、小売業者がもうかる（黒字になる）ことと、道路や店舗がこみ合っただけの人だかりとなることに由来しているといわれております。また、一方では「大量にモノを買わされてしまう暗黒の日」という裏の意味が含まれているという説もあるそうです。

「プレミアムフライデー」、余暇を増やし、消費を増やすにも、収入が増えなければなりません。しかし、賃金・給与は労働の対価として支払われる報酬であります。

私たち建設業の公共工事でも労務単価という業種別の一日当たりの賃金の単価（公共工事設計労務単価）があり、それを公共工事の工事費の積算に用いられます。そんな中、労働時間を減らし、給与所得を増やすことに建設業の中小企業経営者として私にはその方法が見当たりません。私たちの世代は、進学・就職すべて競争という中で生き、人一倍働いた者が出世に繋がると教えられてきました。時代の変化によりその判断基準、価値観が変わって来たのは当然であるとは思いますが、何かしらこれで良いのかという思いがしてなりません。

次回の「プレミアムフライデー」は年度末の3月31日です。デフレ脱却今後の成り行きを見守りたいと思います。

委員会報告

◎ニコニコ箱委員会

- ・例会出席ありがとうございます
- ・周年事業部会 開催 感謝
- ・今日も元気で ありがとう
- ・卓話をさせていただきます よろしくお願します 感謝
- ・藤本君ありがとう 感謝
- ・大西会員の依頼で中垣内自治会の皆様に第2弾三好長慶物語を話す機会を
与えて頂き、ありがとうございます 感謝
- ・田川幹事、大矢会員、大変お世話になりました
- ・東村会員ありがとうございます 快適な部屋になりました 感謝
- ・本日の親睦懇親会への多数の出席ありがとうございます
本日7時から宜しくお願いします
- ・秀一さんありがとうございます 宜しく御願い致します 感謝
- ・早退お詫び

- 山田 伸 委員長
- 大東 弘 君
- 橋本 正幸 君
- 中嶋 啓文 君
- 樋口 秀和 君
- 大西 寛治 君
- 藤本 和俊 君
- 木村 克己 君
- 中野 秀一 君
- 間 紀夫 君
- 中野 隆二 君
- 谷中 宗貴 君

◆◆塩釜東ロータリークラブとの
友好クラブ締結へ参加 お知らせ◆◆

日時：4月21日（金）～23日（日）
 友好ゴルフコンペ 4月21日
 調印式 4月22日
 場所：宮城県塩釜

多数のご参加よろしくお願い致します。
 詳細は木村社会奉仕委員長まで。



2月HP来場者数

ページビュー 数 491名
 ユーザー 数 121名

「 中小企業の事業承継について 」



樋口 秀和 会員

I はじめに

1. 10年後に団塊の世代が75才になります。将来の予測として日本の人口が1億人になり、うち75才以上の人口が4,000万人になります。団体での経済活動がどのようになるか。
2. 現在、中小企業数は約360万社といわれています。大企業と違ってすべての経営資源が揃っていない中小企業にとっては、事業存続のために、的確な対応が重要となってきています。
3. 日本経済を支える中小企業の役割でもある雇用問題、優秀な技術開発問題等の観点から事業承継問題を解決しなければならない。
4. その解決を進めていくため、中小企業承継法の制定、民法の特例、金融支援、事業承継税制等が制定されています。
5. これらの制度の適用についてのメリット、デメリットについて、検討してみたいと考えます。

II 中小企業の現状

1. 我が国の中小企業は多様な事業分野において特色ある事業活動を行ない、そして多様な就業の機会を提供することにより、我が国の経済基礎の基礎作りに貢献しています。
2. 中小企業の事業存続のために、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等が準備されてきています。

III 中小企業承継法の制定

1. 経済産業省において「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が平成20年5月9日に第169回通常国会において制定されました。
2. 中小企業の代表者の死亡等に起因する経営の承継が、その事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ

①遺留分に関する民法の特例

②中小企業が必要とする資金の提供

支援を整備し、中小企業の事業活動の継続に資することを目的として制定された法律であります。

IV 事業承継税制について

1. 平成21年度税制改定において、取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度を創設し、経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業の経営を承継する者が取得する非上場株式に係る相続税の納税猶予制度の創設が決定された。
2. 平成25年度税制改正により、非上場株式等について、相続税、贈与税の納税猶予及び免除の特例適用要件の緩和や手続きの簡素化等が行われた。
3. 平成25年度税制改定の内容について
 - ①経済産業大臣の事前確認の廃止
改定により、適用が平成27年1月から適用されるもの
 - ②後継者の「親族」の要件の廃止
 - ③雇用確保要件の緩和及び猶予期限が確定した場合の延納の利用
 - ④納税猶予打ち切り、リスクの緩和
 - ⑤役員退任の要件の緩和
 - ⑥相続税の納税猶予税額の計算方法の見直し
4. 平成27年度税制改正
平成27年4月1日以降 1代目経営者の存命中に2代目経営者から、3代目経営者に対して、再贈与を行う場合も、贈与税の納税義務が生じないように税制が拡大された。
5. 平成28年12月8日に平成29年度税制改定大綱が決定された
 - ①雇用確保要件の計算方法の見直し
 - ②要件を満たさなくなった場合のセーフティネット規定の創設
 - ③相続時精算課税制度の適用が可能になる
 - ④相続税の納税猶予を適用する際の中小企業者要件、非上場会社要件が撤廃される
これらの改正により、さらに適用することがしやすくなると考えられる

V 本制度の適用について

1. 本特例は、相続税から適用するケース、贈与税から適用するケースの両方がある。そのどちらかを選択することになる。
2. 税務リスクは、贈与税から実行すると相続時までの間の税法改正や会社をとりまく環境変化に対応しにくい点がある。相続からの方が有利と考えられる。贈与から実行すると後継者が主導的に経営刷新が行えるメリットが考えられる。
3. それぞれの実行する場合のメリット、デメリットは次のようなものが考えられる。
 - ①贈与税から実行するケース
 - a. メリット
 1. 後継者が確定できる
 2. 計画的な事業承継が可能になる

3. 経営刷新が図れる

- b. デメリット
1. 要件を満たさないときは歴年贈与となり重税となる
 2. 株式の3分の2まで全てを贈与しなければならない
 3. 後継者が役員を3年経験しないと実行できない

②相続税で実行するケース

- a. メリット
1. 要件を満たさないときでも、利子税2.2%付加すればよい
 2. 適用株数は3分の2までであればよい
 3. 相続直前に役員になっている必要がある
- b. デメリット
1. 株価が不明である
 2. 計画的に実行できない
 3. 先代経営者がいないので会社経営に不安が残る
 4. 相続時に役員になっていないと適用できない

VI まとめ

1. 事業承継は、現経営者から後継者への事業のバトンタッチを行うことであり、企業がこれまで培ってきたさまざまな財産（人、物、金、情報、知的財産等）を上手に引き継ぐことが承継後の経営を安定させるために重要である。
2. 相続税対策等と考えられがちであるが、それは事業承継対策の一部にすぎない。後継者選びや承継方法の確定については親族内承継、従業員等が承継、第三者承継そして後継者候補者の能力や適正性について検討する必要がある。
3. 相続税や贈与税の納税猶予制度を組み合わせることで活用することにより、相続税のみならず生前贈与による株式の承継に伴う税負担を軽減することにより、将来にわたって円滑な事業承継が可能となる。
4. 事業承継を行うには、準備に10年以上の期間が必要となると考えられるので、準備を少しでも早くはじめることが重要であると考えます。

以上

